

居宅介護支援事業所 第2清鈴園 重要事項及びサービス内容説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、関係法令、省令、告示及び、条例等に基づき、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
事業者の所在地	広島県廿日市市原10362番地の2
代表者名	理事長 西嶋 佳弘
電話番号	0829-38-0011
設立年月日	1967(昭和42)年3月28日

2. ご利用の事業所

事業所の名称	居宅介護支援事業所第2清鈴園
事業所の所在地	広島県廿日市市阿品4丁目51-32
管理者名	瀬戸口 美保
電話番号	0829-36-2552
ファクシミリ番号	0829-36-2550
介護保険事業所番号	3472700032

3. 当地で実施する事業

事業の種類	指定年月日又は事業開始年度	指定番号	利用定数
ケアハウス	1995(平成7)年3月1日		30人
介護老人福祉施設	1995(平成7)年3月20日	3472700198	64人
通所介護型サービス	2000(平成12)年2月22日	3472700172	30人
介護予防認知症対応型通所介護	2006(平成18)年4月1日	3472700172	12人
認知症対応型通所介護	2000(平成12)年2月22日	3472700172	12人
介護予防短期入所生活介護	2006(平成18)年4月1日	3472700180	6人
短期入所生活介護	2000(平成12)年2月22日	3472700180	6人
居宅介護支援	1999(平成11)年9月10日	3472700032	
介護予防支援	2024(令和6)年4月1日	3472700032	
生活援助型訪問サービス	2006(平成18)年4月1日	3472700164	
訪問介護型サービス	2000(平成12)年4月1日	3472700164	
身体障害者居宅介護	2003(平成15)年3月14日	3412700167	
知的障害者居宅介護	2003(平成15)年3月14日	3412700167	
精神障害者居宅介護	2003(平成15)年4月1日	3412700167	
老人介護支援センター	1992(平成4)年4月1日	その他のサービス	
子どもの居場所支援事業	2019(令和元)年12月9日		
学習支援事業	2023(令和5)年4月1日		

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法の定めるところにより、ご契約者(利用者)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な居宅サービス計画(ケアプラン)を作成すると共に、各サービス事業者が適切にサービスを提供しているか、心身の状態の変化に応じて適合した居宅サービス計画となっているかを継続管理することを目的とします。
運営の方針	<p>事業の運営、サービスの提供にあたっては関係法令、省令、告示、条例に適合することはもとより、次のことを基本の方針とします。</p> <p>(1)利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)の自己決定を尊重し、サービス選択に必要な情報を適切に提供し、意向に沿ったサービスの提供に努めます。</p> <p>(2)利用者が居宅において少しでも自立した生活を営むことができるように福祉、保健、医療の居宅サービス事業者をはじめ公私にわたるサービスと連携し総合的で効果的にサービスが利用できるよう支援します。</p> <p>(3)正当な理由なくサービス提供を拒まず、サービス提供にあたっては不当に特定の種類又は居宅サービス事業者に偏ることなく中立公平に行います。</p> <p>(4)サービス提供にあたっては懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。(もしわからないことがありましたら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。)</p>

5. 職員の職種、人数及び職務内容

職 種	員数	区 分	職 務	保有資格の内容
管理者 介護支援専門員	1	常 勤	業務管理 指定居宅介護 支援業務	主任介護支援専門員、介護支援専門員、介護福祉士
介護支援専門員	5	常 勤	指定居宅介護 支援業務	主任介護支援専門員(1)、社会福祉士(3)、介護福祉士(2)

6. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者	通常の勤務時間帯(9:00~18:00)
介護支援専門員	通常の勤務時間帯(9:00~18:00)

7. 営業日及び営業時間等

営 業 日	月曜日 ~ 土曜日
営 業 時 間	9:00~18:00
休 日	日曜日、12月30日から翌年1月3日まで
時間外等営業	上記に係わらず必要な場合には営業します。

8. 居宅介護支援の概要(提供するサービス内容)

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用の有無
居宅サービス計画の作成	<p>次の方法で居宅サービス計画を作成します。</p> <p>1. 情報収集 家庭訪問等により居宅サービス計画作成に必要な情報をお聞きします。 (1)ご本人, 又はご家族から ① ご本人の心身の状況 ② 日常生活動作能力 (食事, 排泄, 着替え, 整容, 入浴, 起居移動などの能力) ③ 日常生活手段能力 (炊事, 洗濯, 掃除, 買い物, 金銭管理などの能力) ④ 介護環境, 介護状況 ⑤ ご本人, ご家族の意向や希望など ⑥ 公費(公費医療負担受給者)等で減免申請の希望など</p> <p>(2)主治医, 要介護認定調査票, 認定審査会審査票などから契約書であなたの了解を得ている上記関係者などから必要に応じて情報提供を受けます。</p> <p>2. 居宅サービス計画原案の作成 上記を総合して, 利用したいサービスの種類, 量等を決定し, 週間サービス利用計画表(ケアプラン)と利用料金総額と自己負担額を明示した原案を作成します。(主として「居宅サービス計画ガイドライン」全社協版を活用)</p> <p>3. ご本人又はご家族の同意 上記原案を提示し, 同意を得てサービス利用計画表を最終決定します。</p> <p>4. 利用サービス事業者の選択決定 決定したサービス利用計画表により, 利用するサービス事業者の選択決定を支援します。</p>	○
居宅サービス事業者との連絡, 調整	<p>ご本人が円滑にかつ適切にサービスが利用できるように関係事業者と「サービス担当者会議」を開催するか, 電話または訪問によりサービス事業者間の連絡調整をおこないます。</p>	○
経過観察, 評価	<p>月に1回以上ご本人を家庭訪問すると共に, 必要に応じてサービス提供事業者から説明を受け, 居宅サービス計画に基づいて支障なく適切にサービスが提供され, サービスの成果があがっているかなどを把握します。</p> <p>万一, サービス利用者に苦情などがある場合, また, 心身の状況が著しく変化しサービスとの間に不整合が生じている場合は, ご本人等の意向をもとにサービス担当者会議, 電</p>	○

	話または訪問などにより居宅サービス計画またはサービス内容などの調整をおこないます。	
医療機関との連携	1. かかりつけ医との連携 必要に応じて、かかりつけ医へ居宅サービス計画及びサービス提供状況を報告し連携に努めます。 2. 入退院時の医療機関との連携 ご本人に入院する必要性が生じた場合には、当方の担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。医療機関と連携を図ります。	○
給付管理	居宅介護サービス計画に基づいて、利用している月々のサービス給付額を管理し、介護報酬支払者(国民健康保険団体連合会)に報告します。	○
要介護認定の協力、援助	次の場合は要介護認定等に係わる申請等手続きの援助をいたします。 ①要介護認定を新たに申請する場合 ②要介護認定を更新する場合 ③状態変化等により要介護認定を変更する場合	○
施設の紹介	利用者の希望により介護保険施設を紹介します。	○
相談	介護保険等に関する相談に応じます。	○

9. 利用料など

このサービス(居宅サービス計画作成及びケアマネジメント)の利用料及びその他の費用は別紙(1)の通りです。

- (1) 居宅サービス計画作成費 … 要介護認定を受け所定の手続きをなされている方は、介護保険制度から全額給付されますので利用者負担は必要ありません。
 保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合は、厚生労働省の定める単価をお支払いいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日あなたの保険者(市)の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。
- (2) 交通費 … 通常の事業実施地域 廿日市市(旧廿日市地区, 旧大野地区)にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費(1km 当り20円)が必要です。(訪問した時にサービスをキャンセルした場合も同じです。)
- (3) その他 … ご希望により記録を謄写した場合はその費用(1枚 20円)をいただくことがあります。
 居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申し出下さい。

10. 通常の事業の実施地域

廿日市市	旧佐伯町、旧宮島町、旧吉和村を除く
------	-------------------

11. 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	特別養護老人ホーム課・谷栖 博一
-------------	------------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とし
--------------------------	---

	ます。
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

14. 苦情等申立先

お客様相談室 (福祉総務課)	窓口担当者 武田 道彦 時 間 毎月曜日から金曜日 10時～17時 方 法 電話 (0829-36-2552) お電話でお聞かせいただくか、当方から訪問させていただきます。
ご意見箱	玄関にお客様ご意見箱を設置しております。

なお、下記においても受け付けております。

廿日市市 健康福祉部 高齢介護課	所在地 廿日市市新宮1丁目13-1 電話番号 0829-30-9196 ご利用時間 平日8時30分から午後5時15分まで
広島県 国民健康保険団体連会	所在地 広島市中区東白島町19番49号国保会館 電話番号 082-554-0783 ご利用時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

15. 事故発生時の対応方法

事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに事業者、市町及び利用者の家族、主治医または医療機関等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。事故が生じた際には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行い事故が起きた原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

16. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

17. 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から2年間保存します。

18. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年4回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

19. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. 担当の職員

あなたを担当する介護支援専門員は()です。

職員は、常に身分証明証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその掲示をお求め下さい。

21. 担当職員の変更

あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。

その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業者は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

22. 留意事項

- (1) あなたは担当の職員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来ます。
- (2) あなたは担当の職員に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事

業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(3) 当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙(2)のとおりです。

20__年 __月__日

居宅介護支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団

代表者名 西嶋 佳弘

事業所名 居宅介護支援事業所 第2 清鈴園

管理者名 瀬戸口 美保

説明者氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの開始に同意いたしました。

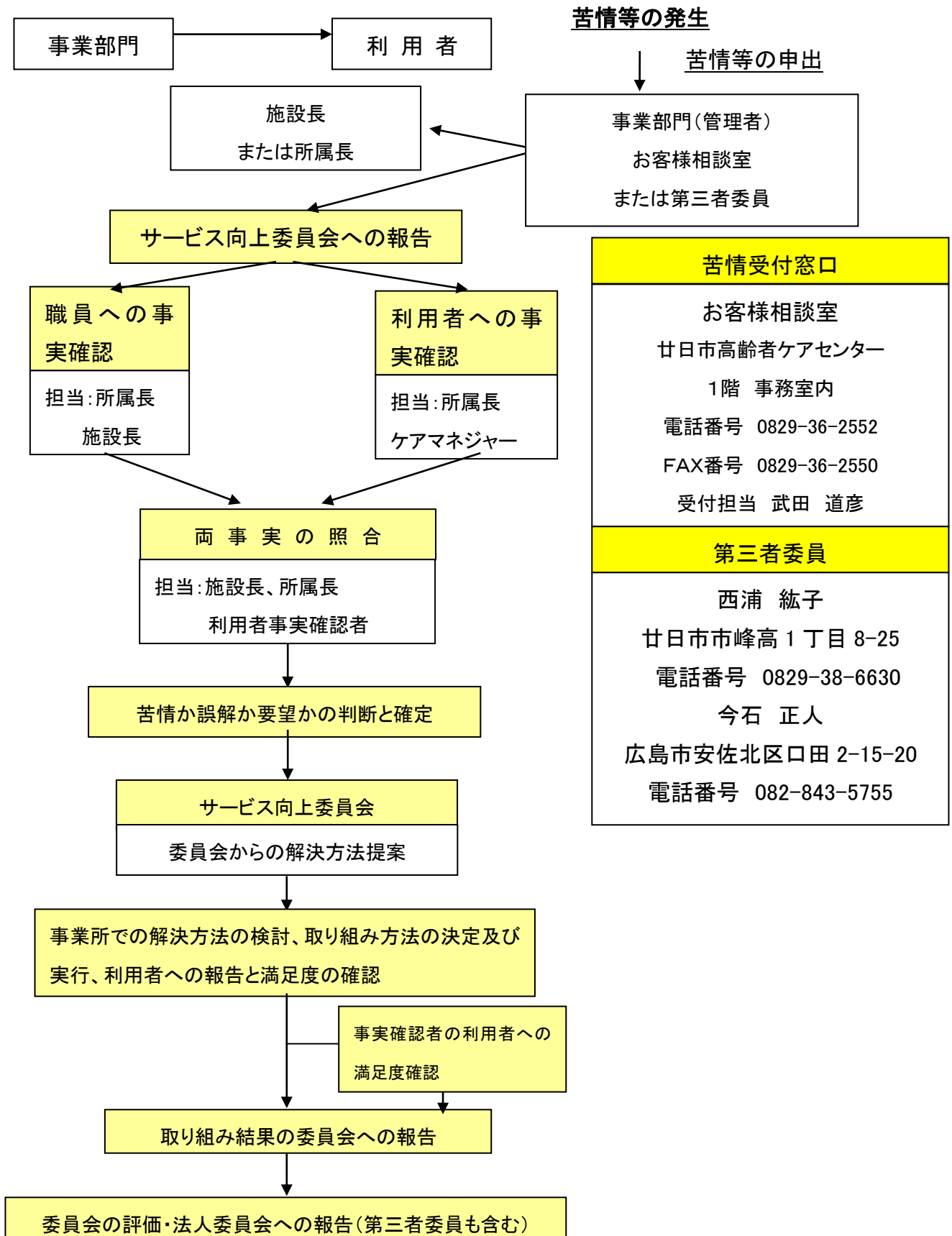
利用者名 _____

代筆の場合

氏名 続柄

本重要事項説明書及びサービス内容説明書は2通作成し、契約者と事業所、双方で一部ずつ保管します。

苦情解決等の概要



苦情受付窓口
<p>お客様相談室 廿日市高齢者ケアセンター 1階 事務室内 電話番号 0829-36-2552 FAX番号 0829-36-2550 受付担当 武田 道彦</p>
第三者委員
<p>西浦 紘子 廿日市市峰高1丁目 8-25 電話番号 0829-38-6630 今石 正人 広島市安佐北区口田 2-15-20 電話番号 082-843-5755</p>